

全 員 協 議 会

日 時 令和元年12月4日（水）
午前9時30分
場 所 議場

付議事項

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

第4、5回議運決定事項

令和元年11月29日（金）

令和元年12月4日（水）

決定事項

1 令和元年第4回（12月）定例会に関する事項について

(1) 会期案について・・・資料1（当初議案及び追加議案）

追加議案については、執行部から「取り急ぐ案件が生じたため、議案を10件追加提出したい」との申入れがあり、了承した。当該議案については、12月10日に上程となる。そのうち、早期議決を希望する議案第114号については、執行部から「国の要領改正の実施日である12月14日以降に成年被後見人から印鑑の登録の申請があった場合に、市民の権利侵害等にならないよう適正に対応するため、早期の議決についてお願いしたい」との説明があり、委員会審査によっては早期議決を行えるように日程を変更することを了承した。会期は、12月4日（水）から12月20日（金）までの17日間とした。

(2) 常任委員会の所管事務調査報告について

民生福祉常任委員会の所管事務調査報告を12月定例会初日の12月4日に行うこととした。

(3) 各特別委員会の委員の選出について

ア 広報特別委員会 9人

- ・総務文教 笹木慶之、河野朋子、山田伸幸
- ・民生福祉 大井淳一郎、河崎平男、松尾数則
- ・産業建設 岡山明、恒松恵子、藤岡修美

イ 広聴特別委員会 11人

- ・総務文教 伊場勇、奥良秀、中岡英二、長谷川知司
- ・民生福祉 水津治、杉本保喜、吉永美子
- ・産業建設 中村博行、高松秀樹、宮本政志、森山喜久

ウ 山口東京理科大学調査特別委員会 9人

所期目的未達のため委員会を継続する。構成委員も継続するため、正

副委員長も継続する。

- ・総務文教 奥良秀、笹木慶之、山田伸幸
- ・民生福祉 松尾数則、吉永美子
- ・産業建設 高松秀樹、中村博行、藤岡修美、森山喜久

エ 委員変更の流れ

○12月3日 広報特別委員及び広聴特別委員については、全員が辞任届を提出し、議長が許可した。

○12月4日 本会議にて、特別委員の選任を行う。

本会議を終了後、正副委員長の互選を行う。

以上、アからエまでを確認した。

(4) 宇部・山陽小野田消防組合議会議員の辞職等について

11月29日付けで、杉本保喜議員から宇部・山陽小野田消防組合議会議員の辞職願が提出され、12月3日付けで消防組合議会議長が辞職を許可したこと、あわせて、本日本会議冒頭での発言の申出が議長宛てにあったため許可したことの報告が議長からあった。なお、同組合議会から議員推薦が届き次第、速やかに選挙を行うことを確認した。

(5) 請願書の取扱いについて

- ・有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書 (産業建設)

(6) 議事日程案について・・・資料2

(7) 陳情・要望書等の取扱いについて

- ・令和2年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い (総務文教)
- ・「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望 (産業建設)
- ・人権侵害に対する救済の申立 (取り扱わない)
- ・「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (産業建設)
- ・令和2年度税制改正に関する提言について (総務文教)
- ・市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書 (議会運営)

(8) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について
厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等について
(依頼)
議会運営委員会で検討する。

2 一般質問のあり方に対する申し入れ書・・・資料3
会派に持ち帰って検討することとした。

3 委員会開催中における追加資料の請求について
委員会提出資料は、執行部において市長の決裁を取ってから提出されていることから、委員会審査の途中で資料が必要になった場合も、議会に提出する資料であること、市のホームページにも掲載するというので、とても重要なものであるということから、市長決裁を取ってから委員会に提出することとしたいとの申出が執行部からあり、了承した。あわせて、事前の提出資料の準備をしっかりとってもらうことを執行部に依頼することとした。

4 議会基本条例検証シートについて・・・資料4
検証シートは、各項目のところに記述欄を設けて、そこで表記する形に修正する。修正後、全議員へ送付し、1月上旬までに評価を提出してもらう。2月上旬ぐらいまでに検証を行い、条例改正が必要となれば、令和2年3月定例会に改正案を出す。以上を決定した。

5 その他

(1) 全員協議会の開催日

12月4日(水)午前9時30分から、議運決定事項の報告を行う。

令和元年第 4 回（1 2 月）定例会議案名

1 市長提出議案（議案 2 0 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 9 4 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 1 0 4 号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について (社会教育)

○民生福祉常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 8 7 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (2) 議案第 8 8 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について (高齢)
- (3) 議案第 8 9 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (4) 議案第 9 2 号 令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について (病院)
- (5) 議案第 9 5 号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市民)
- (6) 議案第 9 6 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について (障害)

○産業建設常任委員会所管（1 1 件）

- (1) 議案第 8 6 号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について (都市)
- (2) 議案第 9 0 号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について (農林)
- (3) 議案第 9 1 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について (公営)

- (4) 議案第 9 3 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について（下水）
- (5) 議案第 9 7 号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について（商工）
- (6) 議案第 9 8 号 山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（土木）
- (7) 議案第 9 9 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（都市）
- (8) 議案第 1 0 0 号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について（建築）
- (9) 議案第 1 0 1 号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道）
- (10) 議案第 1 0 2 号 字の区域の変更について（農林）
- (11) 議案第 1 0 3 号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（都市）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 8 5 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 4 回）について（財政）

○報告（1 件）

- (1) 報告第 7 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について（大学）

追加議案分

1 市長提出議案（議案10件）

○総務文教常任委員会所管（3件）

- (1) 議案第111号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第112号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第113号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)

○民生福祉常任委員会所管（4件）

- (1) 議案第106号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について (国保)
- (2) 議案第107号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について (高齢)
- (3) 議案第108号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について (国保)
- (4) 議案第114号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市民)

○産業建設常任委員会所管（2件）

- (1) 議案第109号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）について (公営)
- (2) 議案第110号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について (下水)

○一般会計予算決算常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第105号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について (財政)

令和元年第 4 回（1 2 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
1 2	4	水	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・広報及び広聴特別委員の選任について ・常任委員会の所管事務調査報告 ・報告 1 件を報告及び質疑 ・議案 2 0 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・請願 1 件の委員会付託
					委員会
			本会議終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴特別委員会 ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会 	
1 2	5	木	午前 1 0 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
1 2	6	金	午前 1 0 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
1 2	7	土		休 会	
1 2	8	日		休 会	
1 2	9	月		委員会	・予備日
1 2	1 0	火	午前 9 時 3 0 分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4 人） ・議案 1 0 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託

12	11	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人）
12	12	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人）
12	13	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人） ・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決
12	14	土		休 会	
12	15	日		休 会	
12	16	月		休 会	
12	17	火		休 会	（議事整理のため）
12	18	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
12	19	木		休 会	（議事整理のため）
12	20	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

2019/11/26

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

市議会議員 山田伸幸

一般質問のあり方に対する申し入れ書

議長に置かれましては、市政発展のために努力されていることに敬意を表します。

さて、市議会での一般質問に対して市民から、「緊張感がない」「原因は議員と市長との政策議論となっていないからだ」との意見がありました。

このほかにも「議員が市長を指名して質問しているのに、答弁に立たないのはおかしい」「市長ではなく、副市長がすぐに手を上げるが議長は、市長を答弁者に指名すべきではないのか」などの意見も聞かれました。

一般に議会での一般質問は、最初に首長が基本的な考えや趣旨を述べた後、詳細については執行部に答弁をさせるやり方がとられています。

しかし、本市議会でははじめから執行部が答弁し、議員もこれを許しさらに執行部との質疑をおこなうことが続いています。

一般質問は議員が市政に対して政策的な質問をおこない、これに対して市長が政策的な考えを述べていくことで、議場にも一定の緊張感が生まれてくるものではないでしょうか。

そこで改めて議長に対して、一般質問のあり方として以下の点を取り上げていただくよう申し入れます。

記

1, 質問答弁のあり方として、基本的な事項の答弁を市長がおこない、詳細について執行部がおこなうように改めるように市長に申し入れること。

1, 藤田市長に対して、議員から指名があった場合は答弁に立つように申し入れること。

1, 議長においては、議事整理権に基づき議員から市長に対して答弁を求められた際には、他の執行部が挙手していても、市長を指名すること。

1, 市議会議員に対して、一般質問のあり方として市長との政策的な議論を中心とするように徹底していただくこと。



以上

○山陽小野田市議会基本条例自己評価シート

本市議会基本条例の検証を行うため、各議員において自己評価を行います。
次の各項目について記載をしてください。

■基本理念である前文を変更する必要があるかについて、「ある」・「ない」のいずれかを丸で囲んでください。また、「ある」とした場合、自由記述欄にその旨を記載してください。

・前文を変更する必要はないか。	ある ・ ない
-----------------	---------

前文

地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。

そのような時代にあつて、市民による厳粛な信託によって選ばれた市長と議会が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。

議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。

また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければなりません。

これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

■各条の後に記載している評価事項についてその達成度を評価して、次のA～Dを記載してください。また、意見等を記載する場合は、末尾にあります自由記述欄に記載をしてください。

達成度	
A：達成した。	C：まだ不十分である。
B：ある程度達成した。	D：取り組んでいない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

・議会は、条例の目的を果たしているか。	
---------------------	--

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

・議会は、上記の原則に基づき活動しているか。	
------------------------	--

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

(1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

・議員は、上記の原則に基づき活動しているか。	
------------------------	--

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

・会派は、政策集団として上記の目的を果たしているか。	
----------------------------	--

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

・議会は、本会議のほか委員会等を原則公開しているか。	
----------------------------	--

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

・議会は、議員相互の自由討議を中心に運営し、結論を出す場合、論議を尽くして合意形成に努めているか。	
---	--

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めません。

・議会は、議決事件を積極的に追加しているか。	
------------------------	--

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

・議会は、議案及び関係資料を積極的に公開しているか。	
----------------------------	--

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めません。

・議会は、上記の目的を達成するため政策討論会を開催しているか。	
---------------------------------	--

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関(以下「市長等」といいます。)が執行した事業等の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

・ 議会は、決算審査に当たって議会の評価を行っているか。	
------------------------------	--

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

・ 議員は、条文の趣旨に沿って一般質問を行っているか。	
-----------------------------	--

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

・ 市長等は、条文の趣旨に沿って反問権を行使しているか。	
------------------------------	--

(質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。

・ 議案に対する質疑は、あくまで総括大綱的な内容にとどめて いるか。	
---------------------------------------	--

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。

2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。

3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

・委員長報告に対する質疑は、疑義をただすために行っているか。

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

・委員長報告は、概要等を明らかにし、詳細に要領よく行われているか。

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

・議案等における賛否は原則公開しているか。

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

・委員会は、所管事務調査を機動的に実施し、専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮しているか。

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果

(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

・委員会は、議会審議における論点情報を形成し、提案者に対して上記の事項を明らかにするよう求めているか。	
---	--

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

・議会は、上記の目的を達成するために市民懇談会を実施しているか。	
----------------------------------	--

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

・議会は、請願等の審議において提案者の意見を聴く機会を設けているか。	
------------------------------------	--

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

・議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用しているか。	
----------------------------	--

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

・議会は、必要があると認めるときは、附属機関を設置しているか。	
---------------------------------	--

(議会広聴の充実)

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

・議会は、多様な広聴手段を活用し、市民の意見を把握し、市政に反映させているか。	
---	--

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

・議会は、説明責任を果たすため、議会報告会を年2回以上行っているか。	
------------------------------------	--

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 全員協議会記録
- (4) 委員会報告書
- (5) 視察報告書
- (6) 議長交際費
- (7) 政務活動費
- (8) 議会スケジュール

(9) その他議長が必要と認めたもの

・ 議会は、上記の各号に掲げる事項について公開しているか。	
-------------------------------	--

(議会広報の充実)

第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

・ 議会は、分かりやすい情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか。	
--	--

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

・ 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めているか。	
--	--

(議員定数)

第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

・ 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、様々な要素を考慮の上、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。	
---	--

(議員報酬)

第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。

・委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。	
---	--

(政務活動費)

第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

・委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。	
--	--

・会派の代表者及び会派に属さない議員が政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿等を整理し、その使途の透明性を確保しているか。	
--	--

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第31条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

・議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図っているか。	
----------------------------------	--

るか。

(議会図書室)

第32条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

・議長は、議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実に努めているか。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第33条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

・市議会に関する他の条例等を制定する又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しているか。

(条例の見直し等)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。

・議会は、基本条例の目的が達成されているか否かを2年ごとに検証し、改選後速やかに基本条例の研修を行っているか。

議員名：

【自由記述欄】

条 項	意 見

議会基本条例検証工程

事 項	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
定例会					
議会運営委員会での 評価シート検討					
評価シートを各議員に 配布・記入					
評価シート集計					
議会運営委員会での 検証					
条例改正が必要な場合 は、条例案検討・作成				3月定例会に提出	